

令和6年6月17日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 1 2 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和 6 年 6 月 1 7 日 (月) 午前 9 時

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員

1 番	亀山	真由美	君	2 番	岡本	幸子	君
3 番	大崎	正男	君	4 番	山重	義則	君
5 番	中元	茂雄	君	6 番	寺西	久美子	君
7 番	鈴木	喜義	君	8 番	勝本	澄人	君
9 番	原田	淳一	君	1 0 番	菅岡	利夫	君
1 1 番	下土井	進	君	1 2 番	齋藤	貴之	君
1 3 番	宮本	三雄	君				

4 欠席委員

5 説明のため出席した者

事務局長	楠原	慎太郎	君
事務局次長	中原	賢	君

6 記事ならびに議事録調整者

職員	伊藤	義人	君
----	----	----	---

会議に付議した事項

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 議案第 6 0 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 6 1 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 6 2 号 | 農業振興地域整備計画の変更について |

第12回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第１２回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、今日は１３名全員がそろいました。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 16 条の規定により、議長において、中元委員、寺西委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、会期についてお諮りいたします。

本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第 60 号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君
（３条－１）

議案第６０号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号１番でございます。

申請地は、●●●●●●●●番 地目 田 面積８５０㎡ 外１筆 合計 田 １，３００㎡です。

利用状況は果樹栽培の畑として耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、高齢で耕作管理が困難なため、受人に譲り渡すものです。

受人は、市内の農業者で、申請地は自宅近くの所有農地に隣接しており、耕作管理が便利のため譲り受け、引き続き果樹栽培の畑として利用するものです。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●から北東に約１ｋｍの距離にある、●●●●●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君 続きますて、整理番号2番でございます。

(3 条-2)

申請地は、●●●●●●●●番 地目 田 面積1,784㎡ 外
3筆 合計 田 2,028㎡ 畑 896㎡です。

利用状況は2筆が耕作中、2筆が休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、●●●に居住しており耕作管理が困難なため、申請地に隣接した渡人所有の住宅と一緒に、受人に譲り渡すものです。

受入は、市内の農業者で、申請地は所有農地の近くにあり、耕作管理が便利のため譲り受け、農業経営規模の拡大を図るものです。

また、申請地に隣接した渡人所有の住宅も一緒に譲り受けるため、市内転居により居住地から所有農地及び申請地までの距離が近くなり、より利便性が図られるものです。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●●●●●から東に約 900 m の距離にある、●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君

(3 条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●●●●●●番● 地目 田 面積69㎡ 外3
筆 合計 田 334㎡ 畑 539㎡です。

利用状況は3筆が耕作中、1筆が休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、●●●に居住しており耕作管理が困難なため、申請地に隣接した渡人所有の住宅と一緒に、受人に譲り渡すものです。

受人は、申請地を野菜や果樹栽培の畑として利用するものです。

また、申請地に隣接した渡人所有の住宅も一緒に譲り受けるため、市内転居により居住地から申請地までの距離が近くなり、より利便性が図られるものです。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●●●●●●から北西に約 1.7 km の距離にある、●●●●●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君

(3 条-4)

続きまして、整理番号4番でございます。

申請地は、●●●●●●●●番● 地目 田 面積 11m² 外1
筆 合計 田 13.26m²です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-7)

続きまして、整理番号7番でございます。
申請地は、●●●●●●●●番● 地目 畑 面積602㎡です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は、●●●●に居住しており耕作管理が困難なため、受人に譲り渡すものです。
受人は、申請地は自宅から近く、耕作管理が便利のため譲り受け、野菜を栽培するものです。
申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●から東に約600mの距離にある、●●●●●●●●●●付近の農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきまして、菅岡委員。

10番 菅岡君

整理番号1番でございますが、5月31日に現地調査をいたしました。事務局の方から説明がありましたとおり、申請地は受人の農地に隣接しておるということで、また、受人は当地区で比較的大規模な農家であるということで、特に3条で農地を取得しても問題なかろうかと考えております。審議の方、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございますでしょうか。

質疑がないようなので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて整理番号2番、3番につきまして、勝本委員、お願いします。

8番 勝本君

整理番号2番でございますけれども、5月31日に現地確認をしております。先ほど事務局の方から詳しい説明がございましたとおり、受人が農地と住宅を購入されてこちらに住まわれるということでございます。
整理番号3番につきましても、整理番号2番と同様、農地と住宅を購入されてこちらに住まわれるということで、別に問題はないというふうに思います。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号2番、3番につきまして、他に何か質疑がある方はおられますか。

ないようなので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号4番につきまして、山重委員。

4番 山重君 整理番号4番の水路改修によります農地の交換ということでございますが、何ら問題はないかと思っております。ご審議、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号4番につきまして、何か質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号5番と6番につきまして、原田委員、お願いします。

9番 原田君 整理番号5番と6番についてですが、5番はほ場整備の土地なので、現地を見ましたが特別問題はないと思います。

6番については、受人の住宅に隣接した土地で耕作便利なところですので別に問題はないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号5番、6番について、他に質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号7番につきまして、中元委員。

5番 中元君 整理番号7番ですが、場所は●●●と●●のちょうど境にある●●のすぐ近くです。すでに草も刈られて、十分耕作できると思いますので大丈夫と思います。よろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号7番につきまして、他に質疑のある人はいらっしゃいますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、整理番号1番から7番の議案第60号に

については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第60号は、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第61号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

次長 中原君
(5条-1)

議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●●●●●●●●番● 地目 田 面積250㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は、高齢で耕作管理が困難なため、受人の要望により譲り渡すものです。

受人は、申請地に賃貸住宅1棟を建設し、賃貸経営を行う計画です。

申請地の位置は、資料に示していますが、●●●●●から北に約1kmの距離にある、●●●●●●●●●●沿いの農地です。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域内の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、菅岡委員

10番 菅岡君

整理番号1番でございますが、5月31日に現地調査を行っております。事務局からの説明があったとおりでございますが、資料の5-1というのを見ていただいけらと思います。申請地の北側●●●●につきましては3月に転用の許可をされておるということで、どちらかといえばこの土地がもれておったという形ではなかろうかと思っておりますので、特に問題はなかろうかと思っております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、何か質疑がある方はおられますでしょうか。

議長 宮本君

よって、議案第61号については、可決・承認と決します。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

以上で、事務局からの説明を終わります。

1 番につきましては、大崎委員。

のことです。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

2 番、3 番につきまして、勝本委員。

8 番 勝本君

2 番、3 番につきましては事務局の方からご説明がありましたけれども、2 番につきましては農業用倉庫、3 番につきましては法人用の事務所と倉庫でございます。特段問題なというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長 宮本君

2 番、3 番につきまして、何か質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、2 番、3 番について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 6 2 号の 2 番、3 番については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前 9 時 3 5 分)